基本目標５　サービスの質の向上と円滑な利用の推進

主な取組内容と実績･評価

〇一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、介護保険サービスの対象でない高齢者等の自立した生活を支えるために、利用者のニーズに合う各種サービスを提供しました。

〇在宅で援助が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームへの短期宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行うとともに、家族への在宅介護の負担軽減につなげました。

〇「高齢者をささえるしくみ」などのパンフレットや介護保険料についてのパンフレット等の作成・活用、またホームページへの掲載を通じて、介護保険制度について市民に周知を行いました。

〇地域密着型サービス事業所運営推進会議に参加し、利用者やその家族からの意見内容を整理するとともに、改善方法について指導を行いました。

〇国の指針に基づき、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制および介護報酬請求の適正化に資する適正化主要５事業について、継続して実施しました。

〇介護・福祉の人材確保の概念を創出することを目的として、介護サービス事業所と就職希望者によるマッチングイベントを湖南４市合同で開催しました。

≪主な実施事業≫

〇高齢者福祉サービスの充実
〇介護事業所に対する利用者や家族の意見の伝達
〇介護給付適正化の主要５事業の実施
〇介護人材の確保に向けた取組　　など

第8期計画において取り組むべき課題

〇介護人材について、人材育成に取り組むとともに、国や県と連携を図りながら介護人材の確保に向けた取組について検討を進める必要があります。

〇引き続き、介護保険制度の適切な運営について取組を進める必要があります。

基本目標６　認知症対策の推進

【各事業の主な取組状況】

〇町内会やサロンをはじめ、企業や学生への啓発を行い、認知症サポーター養成講座を開催することで、幅広い世代の認知症サポーターを養成しました。また、地域の事業者に対し、認知症サポーター養成講座の受講を勧め、働く人たちが認知症を正しく理解し、適切な対応ができるよう「認知症の人にやさしいお店」の推進を行いました。

〇認知症を正しく理解し、我が事としてとらえ、一人ひとりができることについて考えられるよう、認知症の基本的な知識と、認知症の人への対応についての市民講座を開催しました。

〇学区の医療福祉を考える会議において、認知症高齢者の事例や課題の共有と必要な取組についての検討を行い、地域安心声かけ訓練の実施につなげることができました。

〇認知症の初期に必要な医療や介護サービス、ケアにつながるよう、認知症初期集中支援チームを活用し、支援を行いました。

〇高齢者虐待処遇検討会議や高齢者虐待対応支援ネット会議を開催し、高齢者虐待防止と擁護者支援を行うとともに、検討会議での助言を通じ支援者の対応力向上を図りました。また、高齢者虐待防止、早期発見・対応を図り、連携して支援するため、高齢者虐待対応マニュアルを改訂しました。

≪主な実施事業≫

〇認知症サポーターの養成

〇認知症初期集中支援チームの効果的な運用

〇認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上

〇本人・介護者が集える居場所の支援

〇高齢者虐待防止への取組の推進　　など

第8期計画において取り組むべき課題

〇認知症市民講座のアンケート調査において、「認知症について理解できた」「少し理解できた」と回答する人の割合が80%未満であったことから、より理解できるよう改善する必要があります。

〇認知症施策の推進にあたっては、国の認知症施策推進大綱における基本的考え方である「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを踏まえる必要があります。また、「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」に基づき、個別具体的な行動計画として定める「草津市認知症施策アクション・プラン」に沿って取組を進めることとします。

◆第８期計画において取り組むべき共通の課題◆

新型コロナウイルス感染症流行下における、高齢者の各種活動の展開や、支援の方法について検討する必要があります。

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画では、「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指しています。この理念は、長期的に本市が目指すべき高齢社会の姿を示すものであり、普遍性を有していることから、本計画においてもその理念を継承し、理念の実現に向けた取組を進めていくこととします。

また、計画の推進にあたっては、市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支えあうまちづくり、高齢者が豊かな心で生きがいを持って社会参加のできる明るく活力あるまちづくり、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を尊厳を持って送ることのできるまちづくりを基本とします。

すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり

- 市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支えあうまちづくり
- 高齢者が豊かな心で生きがいを持って社会参加のできる明るく活力あるまちづくり
- 住み慣れた地域や家庭で自立した生活を尊厳を持って送ることのできるまちづくり

本計画は、第７期計画の取組や方向性を継承し、団塊の世代がすべて75歳以上となり、介護等の需要の急増が想定される令和７（2025）年、また団塊ジュニアの世代が65歳以上になる令和２２年（2040年）を展望しながら、高齢者があらゆる世代の市民とともに住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域において高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る各種取組を重点的に進めていきます。さらに、「草津市地域福祉計画」において、地域共生社会の実現に向けて定めた「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を、高齢者福祉の観点からも進

め、あらゆる世代が共に支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

◎◎共通して取り組むべき事項◎◎

〇これまで推進してきた施策・事業のより効果的な展開
〇包括的な相談支援体制の構築
〇分野横断的な支援やサービスの更なる展開
〇地域住民や公私の社会福祉関係者の連携の強化

また、支援の必要な高齢者を支えるために、草津市が進める協働のまちづくりにおける「自助・共助・公助」の観点から、行政だけでなく、高齢者自身およびその家族、市民、団体、ボランティア、介護サービス事業所や医療機関など、関係する主体が力を合わせ、連携・協働のもとで地域づくりを進めます。

２　基本目標

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、また生産年齢人口が減少する中、団塊ジュニア世代が６５歳以上になり高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040）年に向け、今後も高齢化の進展が見込まれています。

本市においては、高齢化率は今後も比較的低い水準で推移すると見込まれるものの、75歳以上の高齢者は急増し、それに伴う介護ニーズの増大が見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくためには、将来にわたって介護保険制度の持続可能性を確保し、サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供できるサービス基盤の整備や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、高齢者が生きがいを持ち、自らの介護予防等の取組に積極的に参加できる仕組みづくり、地域での支え合いの体制づくり、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちの実現に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。さらには地域包括ケアの理念を普遍化し、あらゆる世代が共に支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

これらのことを踏まえ、本市では、基本理念のもとに、次の５つの基本目標を定め、取組を進めていくこととします。

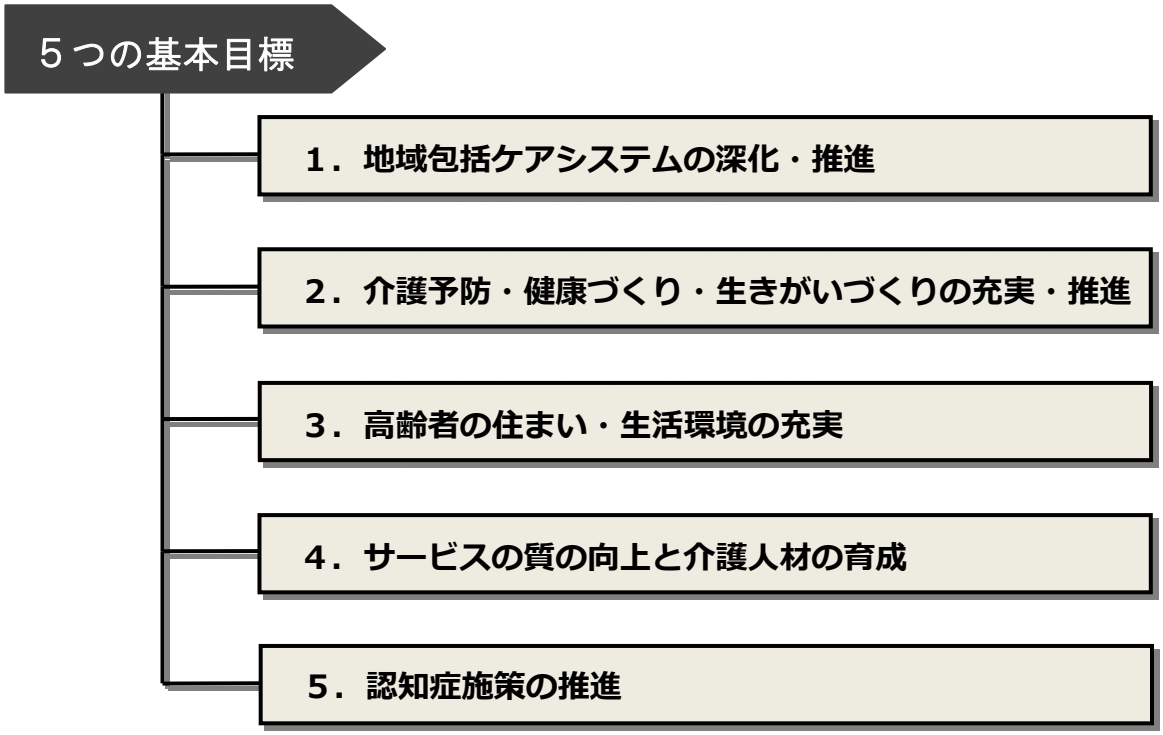

基本目標１　地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域において高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような支援や、地域で助け合える基盤となるネットワークづくりの推進、医療と介護をはじめとした多職種の連携体制の構築などの取組を進めます。

基本目標２　介護予防・健康づくり・生きがいづくりの充実・推進

本市では、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせる「健幸（けんこう）」のまちづくりに向けた取組を進めています。「健幸都市」の実現を目指して、健康づくりだけでなく、生きがいづくり・社会参加の促進の観点を含む、地域活動やまちづくりなどの住民主体の総合的な取組を推進するとともに、介護保険制度の理念である「自立支援、介護予防・重度化防止」の推進に向けて、高齢者の自立支援や介護予防に関する取組を充実します。

基本目標３　高齢者の住まい・生活環境の充実

「住まい」は、生活の基盤であり、高齢者の生活の質の維持･向上のために重要な要素であることから、高齢者の身体状況や生活環境などの変化に対応した適切な住まい・居住環境が確保され、高齢者が安心して生活を送ることのできる環境整備に向けた取組を推進します。

基本目標４　サービスの質の向上と介護人材の育成

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できるよう、高齢者の状況に応じたきめ細かいサービス提供ができるように在宅生活を支えるサービスの充実を進めるとともに、安心してサービスを選択・利用することができるような体制づくりや介護保険制度の適正な運用に向けた取組を進めます。

また、介護サービス等の提供を担う人材の育成と確保に向けた取組を強化し、適正で円滑なサービスが提供される体制づくりを推進します。

基本目標５　認知症施策の推進

高齢化がさらに進行していく中、認知症の高齢者の増加が見込まれています。

誰もが認知症を「我が事」として受け止め、市、市民、事業者、地域組織、関係機関が一体となり、一人ひとりがいきいきと輝き、認知症があっても安心して暮らすことのできるまちを目指し、認知症施策の推進に取り組みます。

なお、認知症施策の推進にあたっては、国の認知症施策推進大綱における基本的考え方である「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを踏まえることとします。また、「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」に基づき、個別具体的な行動計画として「草津市認知症施策アクション・プラン」を定め、計画的に取組を進めます。

３　目標について

５つの基本目標に基づく取組の相乗効果により、『すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり』を目指すこととし、目標を以下のとおり設定します。

目標数値１

“『あんしん』して高齢期を生活できる”と思う市民の割合を増やします！

「あんしんできる高齢期の生活への支援」についての満足度

「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値		第８期計画目標値		目標値
25.4%	→	28.0%	→	30.0%
(2019 年度)		（2023 年度）		（2025 年度）

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

目標数値２

“高齢期を『いきいき』と暮らすことができる”と思う市民の割合を増やします！

「いきいきとした高齢社会の実現」についての満足度

「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値		第８期計画目標値		目標値
28.9%	→	32.0%	→	35.0%
(2019 年度)		（2023 年度）		（2025 年度）

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

第５章　あんしんいきいきプラン

本市における計画推進のための基本的な方向を図式化したものが、以下の体系図です。

本計画では、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進することが重要になることから、重点的に取り組む施策とその目標を定めます。

基本理念	基本目標	基本施策
すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり	1.地域包括ケアシステムの深化・推進	(1)地域ケアネットワークの構築 重点施策 (2)助け合い・支え合い活動の充実 (3)在宅医療・介護連携の推進 (4)地域包括支援センターの機能強化
	2.介護予防・健康づくり・生きがいづくりの充実・推進	(1)介護予防活動の充実と推進 重点施策 (2)健康づくりの推進 (3)社会参加・学習活動の促進 (4)生きがいづくり・活躍の場づくり 重点施策
	3.高齢者の住まい・生活環境の充実	(1)高齢者の暮らしと生活ニーズの充足 (2)高齢者が住みよいまちづくり
	4.サービスの質の向上と介護人材の育成	(1)各種サービスの充実と円滑な利用の推進 (2)介護給付適正化事業の推進 (3)介護人材の育成・確保 重点施策 (4)家族介護への支援
	5.認知症施策の推進	(1)認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進 (2)認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 (3)認知症の予防等の取組 (4)認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進 (5)認知症の人およびその家族への支援
	認知症施策アクション・プラン	

基本目標１　地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)地域ケアネットワークの構築

現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、さまざまな取組を進めています。

高齢者数は今後も増加していくとともに、高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

また、団塊ジュニア世代が６５歳以上になる２０４０年を見据え、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備するとともに、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

施策の展開

○地域資源や地域の高齢者の特徴を踏まえ、住民が地域の関係者を交えて地域の課題を共有し、「我が事」と捉え、課題解決に向けて話し合う場を持つとともに、課題解決に向けた取組が生み出されるような仕組みづくりを行います。

○高齢者をはじめ、生活上の困難を抱える要援護者を地域で「見守り・見守られ」、「支え・支えられる」ネットワークづくりを進めます。

○小地域ネットワーク活動、民生委員・児童委員、老人クラブにおける見守り、地域サロン活動などの充実を進めます。

○地域での助け合い・支え合いの関係を築き、いざというときに要援護者の安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。

具体的事業

	事業名称	事業内容
1	「学区の医療福祉を考える会議」の推進	○地域住民と医療・介護・福祉の関係者が集まり、地域のネットワーク構築を図りながら、地域資源や高齢者の特徴、高齢者の暮らしの問題を共有し、課題解決に向けて話し合う「学区の医療福祉を考える会議」の開催を支援します。

2	地域ケア会議の推進	○地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。 ○必要に応じて医療・介護の多職種による自立支援地域ケアカンファレンスを開催し、個別の事例から地域課題に対するアセスメント力・ケアマネジメント力の向上を図ります。
3	生活支援体制整備事業の推進	○市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」や「支援ニーズと取組のマッチング」、「地域資源の創出」が進められるよう、地域の実情に合わせた支援を行います。
4	小地域ネットワーク活動の推進	○学区社協や町内会、民生委員・児童委員、福祉委員、市社会福祉協議会、行政などが地域の課題や活動の展開についてともに考えられるよう、地域でのネットワークづくりを進めます。 ○市社会福祉協議会と連携を図り、新たな地域福祉活動の取組を支援することにより、地域に応じたきめ細やかなセーフティネットの構築を推進します。 ○地域福祉活動の中核を担う学区社協への支援強化のため、各学区を担当する地域福祉コーディネーターを配置します。
5	民生委員・児童委員における見守り活動の促進	○地域の中でひとり暮らし高齢者などが孤立しないよう、日常的な見守り、声かけ、個別相談、訪問や「いきいきサロン」の運営等を通じて、支援活動に取り組みます。 ○地域の敬老会などの高齢者が集う場に積極的に参加・協力し、顔見知りの関係を築き、絆を深め、日頃の見守り活動に活かしていきます。 ○「民生委員・児童委員福祉実態調査」を実施し、地域住民の実態の把握、福祉票等の整理を行い、適切な相談・支援活動に取り組みます。 ○災害時要援護者登録制度の普及を図るため、対象者への訪問活動などに努めます。

6	老人クラブ活動への支援	○高齢者が健康保持と生きがいづくりに努めることと、相互の親睦を深め、地域の見守り機能を高めるため、老人クラブ活動への支援に努めます。 ○老人クラブの自主的な活動の支援に向け、活動推進員を配置し、組織作りの推進を行うとともに、市老人クラブ連合会のスケールメリットを活かした事業展開や単位クラブが広域的に連携して活動でき、加入促進が図れるよう支援します。
7	地域サロン活動の充実	○高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ○地域サロン同士のつながりをつくるため、意見交換や情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。
8	ケアマネジャーへの支援	○ケアマネジャーが地域の関係機関や関係者と連携し、高齢者を支援できるよう、地域包括支援センターが関係づくりを支援します。 ○ケアマネジャー連絡会議や主任介護支援専門員連絡会において、ケアマネジメントに必要な情報提供や情報交換を行うことで、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援します。 ○効果的なケアマネジメントが実施されるよう、主任ケアマネジャーとともに、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を行います。
9	事例情報などの収集・発信	○地域活動の取組がさらに広がり、充実するように、参考となる先進事例の紹介や講演会、交流会などを開催します。

重点施策にかかる目標の設定

地域ケア会議を通じて地域課題の把握と対策についての検討を行います！

【地域ケア会議における検討事例数】

現状値		目標値
118 事例	→	**400 事例**
（2019 年度）		（2023 年度）※累計

(2)助け合い・支え合い活動の充実

現状・課題

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加に伴い、何らかの支援を必要とする高齢者が増加し、高齢者の支援ニーズも多様化している一方で、介護の担い手となる生産年齢人口は減少傾向にあります。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能なかぎり継続できるようにするためには、専門性の高い限られた介護人材をより専門性の高い職務に重点化するとともに、介護保険サービスだけではなく、地域の支え合い、助け合いの体制づくりを進めることが必要です。住民やボランティアによる助け合い・支え合い活動は、「支え・支えられる」という相互の仕組みの中で地域における人と人との絆やふれあいを生み出し、生きがいや介護予防につながっていくことから、これらの取組をさらに進めていく必要があります。

施策の展開

○介護予防・生活支援サービスについては、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、適切なサービスを提供し、介護予防や自立支援につながるよう運用していきます。

○助け合いの基盤となる、ネットワークの構築や、地域の困りごとや助け合いの必要性について、地域の中で共通認識を持ち、その中から住民の主体性・自発性を持った活動が生み出されるよう支援します。

具体的事業

事業名称		事業内容
10	介護予防・生活支援サービスの充実	○利用者の身体の状況などに応じて、日常生活を充実させる介護予防や日常生活の自立を目指すためのサービスを運用していきます。 ○介護保険事業所等が担う相当サービスおよび基準を緩和したサービスが、適正に提供されるよう、事業者への指定・指導を行います。
3 再掲	生活支援体制整備事業の推進	○市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」や「支援ニーズと取組のマッチング」、「地域資源の創出」が進められるよう、地域の実情に合わせた支援を行います。

11	地域支え合い運送事業、福祉車両貸出事業等の実施	○地域の多様な主体によるサービスが実施されるよう、地域支え合い運送の取組を支援するなど、地域の特性や実情に応じた小地域福祉活動の促進を図り、地域の主体的な取組を支援します。 ○家庭の事情や経済・身体状況などにより、病院などへの送迎が必要な方に福祉車両を貸し出し、必要に応じてボランティアによる送迎を行います。

(3)在宅医療・介護連携の推進

現状・課題

今後、高齢化の進展に伴い、医療と介護のニーズをあわせ持つ高齢者が増加することが見込まれています。医療や介護が必要な状態になったとしても、自宅等の住み慣れた地域で生活することを望む高齢者は多く、こうした高齢者を地域で支えていくためには、医療と介護が連携し、ニーズに合ったサービスが切れ目なく一体的に提供される連携体制を充実させることが重要で、医療・介護に携わる多職種の協働によりこれを進めていく必要があります。

施策の展開

○令和２年５月に草津市在宅医療介護連携センターを開設し、地域の医療・介護関係者に対し、在宅医療・介護連携にかかる情報発信や相談を受ける等の支援を行うとともに、高齢者の在宅療養を支える、診療所や地域の病院、訪問看護事業所、介護サービス事業所等の多職種が、相互に安心して役割を発揮するための体制の構築を図り、切れ目のない医療・介護のサービスを提供できる仕組みづくりを進めます。

○地域住民に対しては、在宅医療の知識を深めるとともに、かりつけ医の普及促進など、住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供を受けながら自分らしい生活を続けることができるよう支援を行います。

具体的事業

	事業名称	事業内容
12	在宅医療・介護連携の推進	○地域の医療・介護サービスの地域資源の現状や、在宅医療・介護連携にかかる先進情報の把握に努め、地域の介護・医療関係者に情報提供・発信を行うとともに、地域の医療・介護関係者から在宅医療と介護との連携にかかる相談・支援を「草津市在宅医療介護連携センター」において行います。 ○在宅医療・介護連携の現状や課題を共有し、対応策の検討や多職種の連携を推進するため、地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催するとともに、在宅医療や介護の関係者を対象にした研修会を開催します。 ○地域住民が在宅医療の理解を深め、医療と介護の両方を活用しながら自分らしい暮らし方を考える機会とするため、出前講座や市民講座を開催します。 ○入退院支援の連携の手引きである「入院・退院安心ロード」の活用を促進するため、ケアマネジャーや病院等とツールを用いた事例検討会を開催するなど、普及・啓発に努めます。
13	かかりつけ医等普及促進事業の推進	○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を普及するために、医師・歯科医師・薬剤師などによる出前講座や相談会を実施します。

【参考】

在宅介護実態調査によると、要介護４以上で訪問診療の利用割合が高くなっています。今後、高齢化が進展するにつれ、中重度の要介護者の増加、またそれに伴い介護と医療の両方のニーズを持つ在宅要介護者の増加が見込まれていることから、在宅医療・介護連携の推進に一層取り組んでいく必要があります。

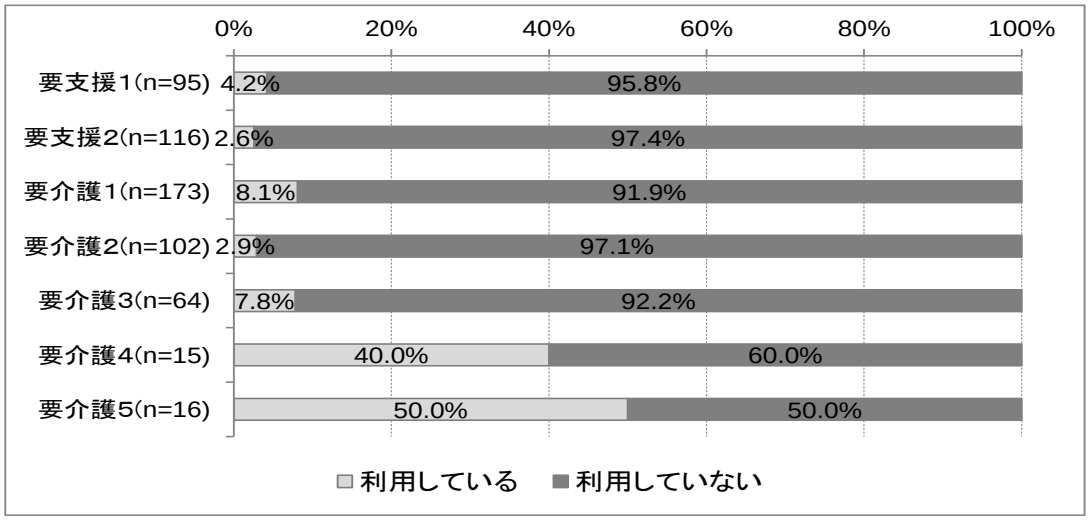

(4)地域包括支援センターの機能強化

現状・課題

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活安定のために、総合相談支援、虐待の防止および対応などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどの必要な支援を行い、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核的な役割を担っています。市では、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、総合相談窓口として、高齢者やその家族からの介護や福祉などに関する相談・支援を行うとともに、関係機関や地域の関係団体などと連携して、様々な相談に適切に対応できるよう、体制整備をしています。今後の高齢化の進展に伴う高齢者のニーズの増加・多様化に対応していくため、地域包括支援センターの機能や体制の強化を図る必要があります。

施策の展開

○全国統一評価指標に基づく地域包括支援センターの事業評価を通じて、業務の実施状況を把握し、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めます。

具体的事業

事業名称		事業内容
14	総合相談支援の充実	○複雑化・複合化した課題を抱える世帯への適切な支援につながるよう、関係課や関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。
2 再掲	地域ケア会議の推進	○地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。 ○必要に応じて医療・介護の多職種による自立支援地域ケアカンファレンスを開催し、個別の事例から地域課題に対するアセスメント力・ケアマネジメント力の向上を図ります。
15	介護予防ケアマネジメントの充実	○利用者が地域で自立した生活を送れるよう、インフォーマルサービスも含めた多様な社会資源の活用や把握に努め、本人の状態に応じた効果的・効率的なケアマネジメントを行います。

基本目標２　介護予防・健康づくり・生きがいづくりの充実・推進

(1)介護予防活動の充実と推進

現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るためには、心身機能の状態維持・改善や、社会参加などの介護予防活動に取り組むことが重要です。

地域の住民の介護予防に対する意識や機運が高まり、地域において「いきいき百歳体操」や「草津歯（し）、口からこんにちは体操」などの自主的な介護予防活動が展開され、活動に取り組む団体数は増加傾向にあります。一方で、参加者の固定化や高齢化がみられる団体もあり、活動継続のための支援とともに、新たな活動の担い手育成や、介護予防の必要性についての啓発などを行う必要があります。また、地域で自主的に展開される介護予防活動に加え、介護予防に資する事業の充実を図ることも必要とされています。

施策の展開

○高齢者の自主的な介護予防活動が地域の中で促進されるよう、新たな介護予防の自主活動グループの育成、既存の自主活動グループの継続支援を行うとともに、自立支援・介護予防に関する普及・啓発を行います。

○要支援・要介護になるおそれのある高齢者や、要支援者への効果的な介護予防事業の一層の充実を図ります。

○介護予防事業と生活習慣病の疾病予防・重症化予防等の保健事業を効果的かつ一体的に進めます。

具体的事業

	事業名称	事業内容
16	介護予防事業の推進	○介護予防（いきいき百歳体操、草津歯（し）・口からこんにちは体操、フレイル予防等）に取り組む団体に対して、備品の貸し出しや職員の派遣などの立ち上げ支援を行うとともに、評価や交流会の実施により活動継続の意欲向上を図ります。 ○サポーター養成講座（いきいき百歳体操、脳活等）の開催により、積極的に地域で介護予防を進める人材育成を行います。 ○出前講座（いきいき百歳体操、草津歯（し）・口からこんにちは体操、フレイル予防）や高齢者をささえるしくみ等を通じて、運動器機能向上や栄養改善等の介護予防の普及・啓発を行います。

17	短期集中予防サービス	○介護予防ケアマネジメント等により、支援を必要とする高齢者に対し、個々の状態や生活環境に応じた機能訓練を短期集中的に実施します。また、通所が困難な場合は、専門職が居宅を訪問し、生活習慣や介護予防の指導を行います。
18	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	○高齢社会の急速な進行に伴い、介護予防事業や生活習慣病の疾病予防・重症化予防等の保健事業を効果的かつ一体的に進めるため、関係部局の連携体制を整えるとともに、地域の課題把握と地域の特性に応じ、フレイル予防の視点を盛り込んだ健康づくりを進めます。 ○地域サロン等への専門職種の派遣や、高齢者の健康づくりへの関心や取組を広げるための健康教室を開催するとともに、必要に応じて適切な支援につなぎます。
7 再掲	地域サロン活動の充実	○高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ○地域サロン同士のつながりをつくるため、意見交換や情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。
15 再掲	介護予防ケアマネジメントの充実	○利用者が地域で自立した生活を送れるよう、インフォーマルサービスも含めた多様な社会資源の把握に努め、本人の状態に応じた効果的・効率的なケアマネジメントを行います。

重点施策にかかる目標の設定

介護予防に継続的に取り組む地域の団体数を増やします！

【いきいき百歳体操を 10 年以上続けている地域の団体数】

現状値		目標値
41 団体	→	**85 団体**
（2019 年度）		（2023 年度）

(2)健康づくりの推進

現状・課題

市では、「誰もが健康で長生きできるまち草津～健康寿命の延伸と健康格差の縮小～」を目指し、「健康くさつ21（第２次）」に基づき、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組を進めています。

高齢者が健やかな生活を送ることができるよう、高齢者が健康に対する関心を持ち、健康づくりの実践につながるよう、啓発や取組を行っていく必要があります。

施策の展開

○生活習慣病の予防とあわせ、治療が必要な人の早期発見・早期受診につなげるために、特定健診・特定保健指導の受診を推進します。

○高齢者が健やかな生活を送ることができるような健康づくりのメニューの充実や普及・啓発を推進します。

具体的事業

	事業名称	事業内容
19	「健康くさつ21（第２次）」の推進	○働く世代を含む様々な年齢層の市民の参加が見込める商業施設等で、企業、団体と連携した健康啓発事業の開催や、「BIWA-TEKU」アプリを周知・推進し、健康づくりの取組のきっかけづくりを行います。
20	第３次草津市食育推進計画の推進	○食育の実践の環を広げるため、大型商業施設や市内飲食店等の関係機関と連携し取組を行います。 ○健康推進員による地域での食育推進事業に積極的に取り組みます。
21	地域の特性に応じた健康づくりの推進	○医療保険および介護保険のデータ分析を行い、関係機関等で情報共有を行います。 ○部局横断的な議論を行う場を設置し、関係機関と連携しながら、データ分析結果や保健事業の評価などを行います。 ○地域ごとに医療保険および介護保険の分析データを活用し、地域の特性に応じた様々な健康づくりへの取組が住民主体により進められるよう推進します。

22	医療費適正化対策事業	○電話勧奨や周知啓発により、特定健診受診率向上を図ります。また、「第２期データヘルス計画」（平成２９年度策定）に基づいた保健事業を実施し、医療費適正化をさらに推進します。
23	みんなでトークなどの実施	○地域での講座や意見交換の場において「健康くさつ２１（第２次）」、「第３次草津市食育推進計画」、「草津市糖尿病対策」、「草津市自殺対策行動計画」などの内容について普及啓発を行うとともに、自分自身や地域の人の健康を保つために、どのような取組ができるか共に考える機会を設けます。
24	健康推進員による健康づくり活動	○地域における高齢者ふれあいサロンなどの事業を通して、健康推進員が地域に根ざした健康づくり活動に積極的に取り組みます。
25	隣保館における健康福祉事業の推進	○各隣保館において、創作活動や日常生活訓練等の事業を行い、高齢者の福祉の向上を図るとともに、生きがいづくりの支援を行います。 ○誰もが気軽に事業や施設を利用できるサロンを開設し、自宅に閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりや、健康の増進を図ります。

(3)社会参加・学習活動の促進

現状・課題

社会とのつながりをもつことは、人と人との絆を生み出し、高齢者の生きがいづくりや介護予防にもつながるものです。高齢者ができる限り健康な状態を維持し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくために、高齢者の社会参加や学習活動を促進することが求められます。

施策の展開

○生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動など、多様化する高齢者のニーズに合った事業の充実を図るとともに、自主的に展開されるサークル活動などの情報発信を行います。

具体的事業

事業名称		事業内容
26	生涯学習などの活動の場や機会の充実	○大学等と連携した学習機会の提供を行うとともに、地域の学習活動を支える人材育成のための支援講座の実施、学習ボランティアの育成・活動促進、講演会や学習イベントなどの生涯学習情報の発信を行います。 ○草津市美術展覧会などを開催することで高齢者が身近に文化・芸術に触れる機会を提供します。 ○「草津市民スポーツ・レクリエーション祭」や歩こう会等、ニュースポーツや健康づくりの事業を展開し、高齢者が身近にスポーツを感じ、気軽に楽しめる機会を提供します。
27	地域が豊かになる学びの場の充実	○各地域まちづくりセンターにおいて、市民を対象に地域の特性を生かした講座等を実施します。 ○各地域まちづくりセンターが、企画する講座等の情報を、広報紙（地域情報紙、広報くさつなど）やホームページ（まちづくり協議会ＨＰ、市ＨＰなど）など、様々な媒体を通じて提供します。
28	地域協働合校推進事業	○学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもと大人の学び合いによる地域学習社会を構築するため、学校や地域の特色を生かした学習・体験活動を実施します。 ○子どもの学びを充実したものにするため、市内全小学校に配置する地域コーディネーターのネットワークを生かし、地域資源や人材の発掘につなげ地域ごとに特色ある協働事業を展開します。
29	長寿の郷ロクハ荘およびなごみの郷を活用した社会参加、生きがい学習活動等の推進	○高齢者福祉施設である「長寿の郷ロクハ荘」および「なごみの郷」において、指定管理者と協議しながら、文化活動や教養の向上、レクリエーション活動を通じた多世代の交流促進を図るとともに、高齢者を対象とした介護予防教室の充実を図るなど、高齢者のニーズに応じた取組を進めます。 ○長寿の郷ロクハ荘やなごみの郷のサークル活動を市民に広く情報発信するなど、元気な高齢者の生きがいづくりを推進します。
30	高齢者を含む人権課題に対する正しい理解の普及啓発	○高齢者を含む人権についての正しい理解の促進と差別の解消を目指し、人権セミナー等の実施および教材や図書等の貸し出しを通じた啓発を行います。

25 再掲	隣保館における健康福祉事業の推進	○各隣保館において、創作活動や日常生活訓練等の事業を行い、高齢者の福祉の向上を図るとともに、生きがいづくりの支援を行います。 ○誰もが気軽に事業や施設を利用できるサロンを開設し、自宅に閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりや、健康の増進を図ります。

(4)生きがいづくり・活躍の場づくり

現状・課題

高齢期になっても自分らしい生活を送るために、役割やつながりを持つことは大切な要素です。高齢者は支えられる側という画一的な視点ではなく、他の世代とともに地域を支えていくという視点に立ち、あらゆる場面での高齢者の活躍が期待されています。草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「生きがいがあるか」という問いに対して、「思いつかない」との回答が３２.３％あり、高齢者の生きがいにつながる社会参加や活躍の機会を充実させることが求められており、多様化する高齢者のニーズに合う社会参加・生きがいづくりの場の提供や、参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

施策の展開

○就労やボランティア活動などにより、高齢者の生きがいづくりや、担い手として活躍できる場を提供できるよう、人材の育成や機会の提供などの支援を行います。

具体的事業

事業名称		事業内容
31	高年齢者労働能力活用事業	○高齢者の豊かな経験を活用し、新たな役割と生きがいを見出せる社会の構築を図るため、公益社団法人草津市シルバー人材センターが行う就業機会の提供や地域に根ざした事業に対して、「草津市高年齢者労働能力活用事業補助金」を交付します。

32	地域における拠点施設の活用促進	○高齢者に対する介護予防や健康づくりをはじめとした地域福祉の推進など地域ケアの中心施設として地域まちづくりセンターなどの活用を進めます。 ○地域における拠点施設において、高齢者をはじめ多世代の方が交流し、趣味の会やボランティア活動などを通じて地域活動への参加を促すとともに、住民同士の支え合いの活動の充実を図ります。 ○長寿の郷ロクハ荘、なごみの郷は、多世代交流機能、健康増進機能、介護予防機能を兼ね備えた拠点施設としての活用を図ります。高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、生きがいづくりや社会参加の促進などの一層の充実が求められていることから、両施設においてより良い高齢者施策を展開していきます。
33	高齢者の生きがいづくりの推進	○高齢者のボランティア活動を支援し、生きがいづくり、仲間づくりにつなげます。また、ボランティア養成講座の開催やボランティアグループの交流等、高齢者が地域でいきいきと活躍し、地域コミュニティの活性化が図れるよう支援します。 ○ボランティア活動に対するインセンティブを付与すること（介護予防サポーターポイント制度）により、高齢者が積極的に地域活動に参加できるよう支援します。
34	福祉活動推進員養成事業	○地域の担い手不足や高齢者の生きがいづくり、ボランティアの育成等を目指して地域福祉活動推進員の育成を図ります。
6 再掲	老人クラブ活動への支援	○高齢者が健康保持と生きがいづくりに努めることと、相互の親睦を深め、地域の見守り機能を高めるため、老人クラブ活動への支援に努めます。 ○老人クラブの自主的な活動の支援に向け、活動推進員を配置し、組織作りの推進を行うとともに、市老人クラブ連合会のスケールメリットを活かした事業展開や単位クラブが広域的に連携して活動でき、加入促進が図れるよう支援します。
7 再掲	地域サロン活動の充実	○高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の拡充を支援します。 ○地域サロン同士のつながりをつくるため、意見交換や情報交換を行い、それぞれの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。

重点施策にかかる目標の設定

地域での活動に参加する高齢者の割合を増やします！

【地域での活動に参加する高齢者の割合】

現状値		目標値
74.2%	→	**80.0%**
（2019 年度）		（2023 年度）

基本目標３　高齢者の住まい・生活環境の充実

(1)高齢者の暮らしと生活ニーズの充足

現状・課題

ひとり暮らしの高齢者や重度の要介護者の増加が予想される中、介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けられることができるよう、暮らしや生活の多様なニーズを充足することが必要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「介護が必要となった場合にどこで介護を受けたいか」という問いに対し、「自宅（在宅）」と回答した割合が４２．２％と最も高く、次いで「介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）」が１９．９％となっており、個々の状況やニーズに沿った多様な住まいを充実させる必要があります。

施策の展開

〇高齢者のニーズに応じた、適切で多様な住まいが確保され、安心して生活を送ることができるよう支援を行います。

〇高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けていけるよう、バリアフリー化などの居住環境の整備に対し、支援を行います。

具体的事業

事業名称		事業内容
35	特別養護老人ホームの整備※検討中	※検討中
36	高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	〇住宅セーフティネット法に基づく、滋賀県居住支援協議会への参画等を通じて、高齢者を始めとする住宅確保要配慮者の居住先確保を支援します。 〇サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の適切な供給を促進するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう住まいのバリアフリー化を支援します。

【参考】

市内のサービス付き高齢者向け住宅型有料老人ホームの状況は下記のとおりです。

区分	定員数	入居者	市内入居者	入居率	市内入居率	入居者中市内率
サービス付き高齢者向け住宅A	9	3	1	33.3%	11.1%	33.3%
サービス付き高齢者向け住宅B	51	9	7	17.6%	13.7%	77.8%
サービス付き高齢者向け住宅C	29	26	10	89.7%	34.5%	38.5%
サービス付き高齢者向け住宅D	44	13	13	29.5%	29.5%	100.0%
サービス付き高齢者向け住宅E	75	58	22	77.3%	29.3%	37.9%
サービス付き高齢者向け住宅F	63	58	28	92.1%	44.4%	48.3%
サービス付き高齢者向け住宅G	21	21	17	100.0%	81.0%	81.0%
サービス付き高齢者向け住宅H	34	33	22	97.1%	64.7%	66.7%
サービス付き高齢者向け住宅I	21	21	15	100.0%	71.4%	71.4%
住宅型有料老人ホームa	40	40	12	100.0%	30.0%	30.0%
住宅型有料老人ホームb	44	38	18	86.4%	40.9%	47.4%
住宅型有料老人ホームc	42	42	26	100.0%	61.9%	61.9%
住宅型有料老人ホームd	48	43	17	89.6%	35.4%	39.5%
住宅型有料老人ホームe	5	5	3	100.0%	60.0%	60.0%
住宅型有料老人ホームf	62	45	18	72.6%	29.0%	40.0%
計	588	455	229	77.4%	38.9%	50.3%

（令和２年６月１日時点）

(2)高齢者が住みよいまちづくり

現状・課題

高齢者が安全に快適に日常生活を送ることができるよう、施設物や道路、公共交通機関などを安全かつ円滑に利用することができる環境づくりを進める必要があります。

草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、外出を控えている高齢者は２３．０％で、控えている理由は、「足腰などの痛み」が６３．３％と最も多く、次いで「交通手段がない」が２４．９％でした。また、「高齢者福祉施策について、今後どのような施策の拡充が必要か」という問いに対して、「移動手段の充実」との回答が ３７．９％、「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」との回答が 18.7％と、前回調査時よりも数値が増加しており、高齢者が安心して外出できる環境整備の必要性は高まっています。

施策の展開

○高齢者等すべての人が安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、公共施設などの整備を推進します。

○高齢者を含む誰もがいつでも安心して移動できるよう、公共交通の充実を図ります。

具体的事業

事業名称		事業内容
37	バリアフリー基本構想に掲げる事業の推進	○市民の誰もが、同じように生活し、活動できる共生社会の実現およびすべての人々が様々な生き方を主体的に選択し、元気と誇りを持てる生活の実現を目指した「草津市バリアフリー基本構想」の策定を受け、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業などの各関連事業所が、基本構想に即した事業を実施するよう、その進捗状況を管理します。
38	高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現（ユニバーサルデザイン化の促進）	○「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、届出書の内容を審査し、施設のユニバーサルデザイン化の促進に向け、適切な助言・指導を行います。
39	公共交通ネットワークの整備	○誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくりの実現を基本理念とした「草津市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民（地域）・交通事業者・行政が連携、協働して公共交通ネットワークを形成し、公共交通の充実を図ります。

基本目標４　サービスの質の向上と介護人材の育成

(1)各種サービスの充実と円滑な利用の推進

現状・課題

高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症高齢者等が増加している中、働きながら要介護者等を在宅で介護する家族等の就労継続や負担軽減を図ることが必要とされています。また、高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続して送ることができるよう、高齢者福祉サービスや介護サービスなどの各種サービスが、必要な時に適切に提供されるよう、サービスの充実と情報提供に取り組む必要があります。

施策の展開

○高齢者の多様な生活ニーズに対応するために、各種サービスの充実に努めるとともに、介護者が不安なく在宅での介護を行っていくため、利用者やその家族の意見内容を整理し、事業所間で課題を共有することで、より良いサービスが提供されるよう取組を進めます。

○災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時に備え、介護事業所等と連携を図るとともに、必要な情報提供を行います。

具体的事業

事業名称		事業内容
40	高齢者福祉サービスの充実	○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険サービスの対象とならない高齢者等の自立した生活を支えるために緊急通報システム、日常生活用具の給付や貸与、福祉理髪サービス、外出支援サービス、住宅小規模改造助成、ふとんクリーンサービス、配食サービス等を提供します。
41	生活管理指導短期入所	○在宅で援助が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームの短期宿泊で日常生活に対する指導および支援を実施します。
42	福祉機器リサイクル事業、車いす貸出事業	○草津市内に居住する人で、一時的に歩行が困難となった人の通院・外出に車いすを無償で貸与します。

43	高齢者電話訪問事業	○６５歳以上のひとり暮らしや日中をひとりで過ごす高齢者を対象に傾聴ボランティアが、電話訪問を行います。利用者の困りごとなどについて、必要に応じ、同意を得たうえで、民生委員・児童委員や利用されている福祉サービス事業者などに相談をつなげます。
44	地域密着型サービス内容の充実	○地域密着型サービス事業所運営推進会議において、利用者やその家族からの意見内容を整理し、集団指導などの機会を通じて、他の事業所にも伝達を行うことで、課題の共有を図ります。 ○地域密着型サービス事業所が、地域住民からの相談や交流を通じて地域とつながりのある生活を利用者に提供するための取組ができるよう支援します。
45	介護制度や事業所情報の提供	○介護保険制度のサービス内容や制度改正の内容を、パンフレットや広報紙、ホームページ等の媒体を通じて、広く市民に周知します。 ○市内の介護サービス事業所の情報について、冊子を作成し、窓口で配布するとともに、ホームページ等による情報提供に取り組みます。
46	高齢障害者の円滑なサービス利用に向けた連携強化	○高齢障害者に対する支援をスムーズに行うことができるよう、福祉部局間および関係機関との連携体制の強化を図ります。
8 再掲	ケアマネジャーへの支援	○ケアマネジャーが地域の関係機関や関係者と連携し、高齢者を支援できるよう、地域包括支援センターが関係づくりを支援します。 ○ケアマネジャー連絡会議や主任介護支援専門員連絡会において、ケアマネジメントに必要な情報提供や情報交換を行うことで、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援します。 ○効果的なケアマネジメントが実施されるよう、主任ケアマネジャーとともに、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を行います。

(2)介護給付適正化事業の推進

現状・課題

介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度としていくためには、介護給付の適正化を図ることが重要です。そのため、国の指針に従い、要介護認定の適正化、ケア

マネジメント等の適正化、サービス提供体制および介護報酬請求の適正化に資する適正化主要５事業について、着実に実施する必要があります。

施策の展開

〇介護保険制度の信頼性を高め、介護保険サービスを利用すべき利用者が適正な介護保険サービスを享受できるように、引き続き介護（予防）給付適正化事業に取り組みます。

〇介護保険サービスや日常生活支援総合事業などの安定供給のため、サービス量の確保を図るとともに、市町村特別給付を実施します。

具体的事業

事業名称		事業内容
47	介護給付の充実と適正化	〇介護保険サービスや日常生活支援総合事業などの安定供給のためのサービス量の確保を図り、すっきりさわやかサービス等市町村特別給付を実施するとともに、介護給付適正化主要5事業である「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」を実施し、介護給付の適正化を図ります。

介護給付等に要する費用の適正化に関する目標

介護サービスの適切な確保を図るとともに、不適切な給付を削減し、
介護保険制度の信頼感を高めます！

目標

介護給付適正化主要５事業を継続して実施します。

(3)介護人材の育成・確保

現状・課題

全国的に高齢化の進展が見込まれており、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（令和７年）、また、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年（令和 22 年）を見据え、介護人材の育成・確保や、業務の効率化に向け、国や滋賀県、近隣他

市、介護サービス事業所等とともに取り組む必要があります。

施策の展開

○将来必要となる介護人材の育成および確保にむけ、滋賀県、近隣他市、介護サービス事業所等と連携した取組を進めます。

○介護・福祉分野に従事する人材の確保に向けた機会の創出につながる研修等を開催します。

具体的事業

事業名称		事業内容
48	介護人材の確保に向けた取組の検討	○介護分野に従事する人材の育成・確保に向け、滋賀県、近隣他市、介護サービス事業所と連携した広域的な観点を含めた取組を推進します。 ○学生などの若年層への働きかけや会議・研修等の開催を通じ、介護・福祉分野に従事する人材の育成・確保の機会の創出に取り組みます。

重点施策にかかる目標の設定

介護人材の育成・確保に向けて話し合う機会を創出し、運営に必要な人材を確保できていると感じる法人の割合を増やします！

【運営に必要な人材を確保できていると感じている法人の割合】

目標値 **60.0%**（2023 年度）

※令和 3 年度から開始予定の市内介護保険事業運営法人への聴き取り調査

(4)家族介護への支援

現状・課題

在宅介護実態調査によると、今後の在宅生活に向けて主な介護者の約 78%が何らかの不安を感じています。また、主な介護者の年齢は、70 歳以上が約 40%となっており、前回調査時の 31%と比較すると、介護者の高齢化が進んでいることが分かります。高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくことができるためにも、介護者の不安や負担の軽減を図る取組を進める必要があります。

施策の展開

〇高齢者を介護している介護者等に対し、家族介護教室を開催することにより、介護に関する知識及び技術の取得を支援するとともに、参加者同士の交流や情報交換の機会を設けることで、介護者等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

具体的事業

事業名称		事業内容
49	家族介護教室の開催	〇医療・福祉・介護の専門職による家族介護教室を開催し、介護者等が介護に関する知識や技術の取得を支援するとともに、介護者同士の交流・情報交換の機会を設けることで、介護者等の身体的・心理的負担の軽減を図ります。

基本目標５　認知症施策の推進

(1)認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進

現状・課題

認知症についての正しい理解や見守り活動を広げるため、子どもから高齢者まであらゆる世代のサポーター養成の拡充が必要です。また、認知症サポーターの中でも関心の高い人が、さらにサポーターの学びを深め、地域の実情に応じた見守り等の実際の活動につながるサポーターの養成が期待されています。市民が認知症を「我が事」として捉えることができるよう、啓発活動を行うことが必要とされています。

施策の展開

〇認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を自分のできる範囲で手助けすることができるよう、認知症サポーター養成講座などの機会を通じ、認知症に関する普及・啓発を推進します。

■具体的事業

〇認知症サポーターの養成の推進　　〇認知症市民講座の開催
〇認知症キャラバン・メイトの養成の推進・支援

(2)認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

現状・課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「認知症があっても住み慣れた地域で安心して生活を続けるために大切なこと」は、「日ごろからの声かけや挨拶」、「認知症であることを近所の人に話しておくこと」の順に多くなっています。

また、認知症の人本人に対するアンケート調査では、「認知症の人にとって安心で暮らしやすい地域」は、「声かけ・見守り・住民同士の助け合いがある地域」、「ちょっとした困りごとや不安を相談できる地域」の順に多くなっているとともに、「近所に認知症の方がいる場合、「地域として何かできることは協力したい」「今は無理でも、今後勉強して何か力になりたい」と回答する人が約半数を占め、今後このような協力者を増やすとともに、実際の活動につながるよう働きかけが求められます。

今後、様々な専門職と地域の人が、地域の課題を話し合う場を通じてお互いに相談しやすい関係づくりを推進しています。今後も、地域の見守りにつながる支援の輪を広げていくことが必要です。

施策の展開

〇認知症の人を含む誰もが通い続けられる地域の居場所づくりや見守りネットワークの拡充等を推進することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

■具体的事業

〇認知症の人にやさしいお店の推進　〇認知症高齢者等見守りネットワークの拡充
〇地域見守り体制づくりの推進　〇認知症があっても通える地域の居場所への支援
〇見守り体制を推進する人材の育成　〇若年性認知症の人と家族が暮らしやすい環境づくり

(3)認知症の予防等の取組

現状・課題

国の認知症施策推進大綱において、「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義づけられており、予防に資する可能性のある取組の強化が必要です。

認知症の高齢者に関するアンケート調査によると、「認知症の予防についての考え方」は、「自宅でもできる簡単な予防活動があれば取り組みたい」と回答した割合が多く、身近な認知症予防への関心が高いことが伺えます。

高血圧や糖尿病等が認知症の有病率に影響することが分かってきましたが、具体的な対応策の啓発の強化が必要です。

施策の展開

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置きます。

■具体的事業

〇認知症予防を実施するサロンや通いの場の活動の支援
〇生活習慣病および糖尿病予防の啓発　〇認知症の早期発見の推進

(4)認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進

現状・課題

認知症の高齢者に関するアンケート調査において「認知症の疑いがあったときの相談先」は、認知症専門医、地域包括支援センター、かかりつけ医の順に多くなっています。

専門職で構成される認知症初期集中支援チームで認知症初期の支援を包括的、集中的に行い、適切な治療や必要なサービスにつなげながら認知症の人やその家族のサポートを進めています。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施により、介護保険サービス未利用者の実態把握および個別のアプローチを行っています。

今後は、地域で高齢者を支援する関係機関が認知症に関する専門知識や技能を向上させるとともに、認知症の状態に応じた切れ目のない適切な支援やサービスが提供されるよう、医療と介護に関わる関係者間の相互の連携体制をより強化する必要があります。

施策の展開

○早期に必要な医療や介護サービスにつながる体制の構築とともに、認知症に関わる支援者の対応力の向上への支援を行います。

○本人の認知症の状態、家族の介護状況や容態の変化に応じた、適時・適切な切れ目のない対応が求められることから、医療と介護に携わる多職種の連携体制を強化し、包括的・継続的な支援が提供される体制構築を行います。

■具体的事業

○かかりつけ医や地域包括支援センター等での相談窓口の PR
○健康状態が不明な高齢者が適時・適切に医療やサービスにつながる仕組みづくり
○認知症初期集中支援チームの効果的な運用
○在宅医療・介護連携による認知症高齢者へのサポート体制の推進
○認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上
○認知症高齢者への支給限度額上乗せサービスの実施

(5)認知症の人およびその家族への支援

現状・課題

認知症の人およびその家族が悩みを一人で抱え込み、地域において孤立することがないよう、認知症状への適切な対応について学ぶとともに、認知症の人を介護する家族同

士が悩みを共有できるような取組が求められており、認知症の人の介護者の負担軽減のため、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりが必要です。

高齢化の急速な進展に伴い、認知症高齢者の数の増加が見込まれ、財産の管理が困難になるケースや、消費者被害防止のため、今後、成年後見制度を必要とする人が増加すると見込まれます。

高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、高齢者虐待の防止と早期対応に取り組むことが必要です。

施策の展開

〇認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、判断能力が十分でない認知症高齢者の権利や財産を守る取組を推進します。

〇認知症の人を支える家族が、孤立せずに住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、家族の負担を軽減する支援を推進します。

〇介護者が孤立することがないよう、地域で見守れる基盤づくりや、支援者の連携・協力体制を築き、高齢者虐待の防止・早期対応を行います。

■具体的事業

〇認知症なんでも相談所の推進　　〇認知症の人や家族が集える居場所の支援
〇家族介護教室の開催　　〇認知症高齢者等見守り検索システムの普及・推進
〇認知症高齢者等個人賠償責任保険の普及　〇成年後見制度の利用促進および支援
〇高齢者虐待防止の普及・啓発　　〇高齢者虐待処遇検討会議の開催

第６章　介護保険の事業費の見込み

本計画期間における介護保険事業費および保険料算定の概略を示します。算定の手順は、過去の利用実績を基に、計画期間における介護保険サービスの利用量を推計します。その結果から介護保険給付費を算定し、さらに地域支援事業費なども見込むことで介護保険の事業費を算定します。そこから、保険料で負担する分の金額を見込み、第1号被保険者数で配分することで、保険料基準額を算定します。

各種サービス見込量や事業費の算定にあたっては、国の示す報酬改定率等の係数を用いる必要がありますが、係数が示されるのが令和３年１月頃の予定であるため、現時点で記載できておりません。

１　サービス見込量の算定

介護保険事業費の算定にあたっては、計画期間における介護保険サービス利用量を見込む必要があります。今後の要支援･要介護認定者数の推計人数を前提として、サービス基盤の整備方針などを踏まえ、サービス利用量を以下のように見込みます。

(1)居宅サービスの見込量

居宅サービスについては、介護サービス、介護予防サービスを次のように見込みます。

【介護サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
訪問介護	回/月					
訪問入浴介護	回/月					
訪問看護	回/月					
訪問リハビリテーション	回/月					
居宅療養管理指導	人/月					
通所介護	回/月					
通所リハビリテーション	回/月					
短期入所生活介護	日/月					
短期入所療養介護(老健)	日/月					
短期入所療養介護(病院等)	日/月					
福祉用具貸与	日/月					
特定施設入居者生活介護	人/月					
特定福祉用具購入費	人/月					
住宅改修費	人/月					
居宅介護支援	人/月					

算定中

【介護予防サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護予防訪問入浴介護	回/月					
介護予防訪問看護	回/月					
介護予防訪問リハビリテーション	回/月					
介護予防居宅療養管理指導	人/月					
介護予防通所リハビリテーション	人/月					
介護予防短期入所生活介護	日/月					
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月					
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月					
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月					
介護予防福祉用具貸与	人/月					
特定介護予防福祉用具購入費	人/月					
住宅改修費	人/月					
介護予防支援	人/月					

算定中

(2)地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスの利用量については、次のように見込みます。

【地域密着型サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月					
夜間対応型訪問介護	人/月					
認知症対応型通所介護	回/月					
介護予防認知症対応型通所介護	回/月					
小規模多機能型居宅介護	人/月					
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月					
認知症対応型共同生活介護	人/月					
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月					
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月					
看護小規模多機能型居宅介護	人/月					
地域密着型通所介護	回/月					

算定中

(3)施設サービスの見込量

施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の利用量については、次のように見込みます。

【施設サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護老人福祉施設	人/月			算定中		
介護老人保健施設	人/月					
介護医療院(介護療養型医療施設)	人/月					

(4)総合事業の見込量

総合事業（生活支援型訪問サービス、介護予防型訪問サービス、活動型デイサービス、介護予防型デイサービス）の利用量については、次のように見込みます。

【総合事業の見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
生活支援型訪問サービス	人/月			算定中		
介護予防型訪問サービス	人/月					
活動型デイサービス	人/月					
介護予防型デイサービス	人/月					
生活サポート事業	人/月					
短期集中予防サービス事業	人/月					

(5)市町村特別給付の見込量

市町村特別給付（すっきりさわやかサービス、支給限度額上乗せサービス）の利用量については、次のように見込みます。

【市町村特別給付の見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
すっきりさわやかサービス	人/月			算定中		
支給限度額上乗せサービス	人/月					

(6)施設サービス等の整備量

施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の計画期間における整備については、次のように見込みます

【施設サービスの整備量】

サービス種別	単位	第7期計画までの整備量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	床	算定中			
介護老人保健施設	床				
介護医療院(介護療養型医療施設)	床				

【地域密着型サービスの整備量】

サービス種別	単位	第7期計画までの整備量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	床	算定中			
地域密着型特定施設入居者生活介護	床				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	床				